

栗山町ウィキペディアにおける編集方針

（目的）

第1条 この編集方針（以下「本方針」という。）は、栗山町の事業として行うインターネット百科事典「ウィキペディア」の編集及び関係するアウトリーチ活動に関する編集の方針を定めることを目的とする。

（活動形態）

第2条 本方針により次に掲げる活動を行う。

- (1) 栗山町に關係するウィキペディアの執筆
- (2) ウィキペディアタウン等、栗山町に關係するアウトリーチ活動
- (3) その他、栗山町に關係するウィキペディア活動と認められるもの

（執筆範囲）

第3条 栗山町の公益に資する項目を対象とするが、次に掲げる項目については執筆不可とする。

- (1) 特定の個人及び団体並びに営利を目的としたイベント等を宣伝するもの
- (2) 民法（明治29年法律第89号）第90条における公序良俗に反する内容のもの
- (3) その他、項目に關係する個人・団体に悪影響を及ぼすもの

2 ただし、前項(1)においては、前条で掲げる(2)及び(3)における活動内で執筆する項目であれば可とする。

（執筆者）

第4条 栗山町職員及び栗山町地域おこし協力隊員に限る。

2 ただし、第2条で掲げる(2)及び(3)に關係する活動においては、その参加者も対象とする。

（記事公開）

第5条 前条執筆者が作成した記事は、所属課の決定を受けた後に公開する。

（執筆内容の公表・周知）

第6条 前条に伴い、栗山町が運用するホームページ及びソーシャルメディアサービス等で公表する。

附 則

本方針は、令和6年8月13日から施行する。